○中部地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千六百九十八号松阪都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）

三　事業施行期間　自平成二年十月九日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年中部地方整備局告示第十五号東三河都市計画道路事業三・四・十八号小松原街道線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　津都市計画道路事業三・三・五号津海岸御殿場線及び三・五・四十一号河芸町島崎町線

三　事業施行期間　自令和八年三月二十七日至令和二十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県津市島崎町及び江戸橋三丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年中部地方整備局告示第十一号名古屋都市計画道路事業三・四・三百十号伏見町線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十六日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

第１　起業者の名称　滋賀県道路公社

第２　事業の種類　琵琶湖大橋有料道路改築工事（滋賀県守山市水保町字北川地内）

第３　起業地

１　収用の部分　滋賀県守山市水保町字北川地内

２　使用の部分　滋賀県守山市水保町字北川地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「琵琶湖大橋有料道路改築工事（滋賀県守山市水保町字北川地内）」（以下「本件事業」という。）は、琵琶湖大橋有料道路の一区間を成す一般国道477号における滋賀県守山市水保町字北川地内の延長1,000ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である滋賀県道路公社は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第９条第１項の規定に基づき昭和47年２月28日付けで建設大臣の認可を受けて設立した地方道路公社である。また、本件事業は、道路法第13条第１項の指定区間外の区間であり、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第10条第１項の規定に基づき昭和37年８月16日付けで建設大臣から本件区間の改築等に関する許可を受けた滋賀県より昭和47年10月15日付けで本件区間の改築等の引継ぎを受けていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

琵琶湖大橋有料道路（以下「本路線」という。）は、滋賀県栗東市林地内の一般国道１号との接続部を起点とし、同県大津市真野普門二丁目地内の一級河川世渡川との交差部を終点とする延長15.4㎞の主要幹線道路である。

本路線は、琵琶湖の東側に位置する栗東市及び守山市と西側に位置する大津市を結んでいるため、琵琶湖を迂回することなく、東側の名神高速道路や一般国道１号と西側の一般国道161号湖西道路といった主要幹線道路と相互に連絡することが可能であり、県内における地域間等の交通において重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、２車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和６年６月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、滋賀県守山市水保町字北川地内で14,271台／12時間であり、混雑度は1.50となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。